

令和6年第5回富山県教育委員会議事日程

4月22日（月）午後1時

県庁4階大会議室

1 会議録の承認について

令和6年3月18日開催の令和6年第4回富山県教育委員会会議録の承認について

2 議決事項

議案第9号 令和7年度高等学校入学者選抜における南砺平高等学校での全国募集の実施の件

県立高校改革推進課長から説明し、原案のとおり可決した。

3 報告事項

(1) 臨時代理について（富山県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則一部改正の件）

教育企画課長から説明した。

(2) 臨時代理について（富山県教育委員会文書管理規程一部改正の件）

教育企画課長から説明した。

(3) 臨時代理について（富山県立学校文書管理規程一部改正の件）

教育企画課長から説明した。

(4) 公立幼稚園の廃止について（砺波市）

小中学校課長から説明した。

(5) 第6回県立高校教育振興検討会議の開催結果について

県立高校改革推進課長から説明した。

(6) 富山県立高校魅力PR動画の公開について

県立高校改革推進課長から説明した。

(7) 令和6年度富山県公立学校新規採用教員配置状況について

教職員課長から説明した。

4 今後の教育委員会等の日程について

5 議決事項

議案第10号 令和6年度富山県教科用図書選定審議会委員委嘱（任命）の件

小中学校課長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第11号 令和7年度使用義務教育諸学校用教科用図書採択に係る諮問事項の件

小中学校課長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第12号 審査請求に係る裁決に関する件

教職員課長から説明し、原案のとおり可決した。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条7項により、議案第10号から議案第12号は非公開となりました。

議案第9号

令和7年度高等学校入学者選抜における南砺平高等学校での全国募集の実施の件

令和7年度高等学校入学者選抜において、南砺平高等学校で全国募集を実施するものとする。

令和6年4月22日 提出

富山県教育委員会
教育長 廣島 伸一

【提案理由】

南砺平高等学校における全国募集の実施については、令和5年7月の南砺市から県教育委員会への要望も踏まえ、全国募集に係る講演会の開催や南砺市における全国生徒募集準備会の設置など、南砺市と県教育委員会が連携し検討を進めてきたほか、令和5年度に6回開催された「県立高校教育振興検討会議」でも議論されたところである。

南砺平高等学校は、世界文化遺産ともなっている2つの合掌造り集落など、懐かしい日本の原風景が残る五箇山地域において、小規模校の利点を生かした少人数教育や五箇山の伝統文化・自然を教材とした特色ある学習活動に積極的に取り組んでいる。また、生徒全員が加入している部活動では、スキー部（クロスカンントリー）、郷土芸能部が全国レベルで活躍するとともに、五箇山ガイド研究会が国内外の観光客に観光ガイドを行っている。こうした地域と密着した魅力と活力ある教育活動の門戸を、希望する県外生徒に広げることは意義あることと思われる。

このたび、南砺市はじめ地域の理解と協力により、県外生徒の受入体制が確保されたと判断されるため、令和7年度高等学校入学者選抜から全国募集を実施したいので提出する。

議案第9号「令和7年度高等学校入学者選抜における南砺平高等学校での全国募集の実施の件」 **参考資料**

1 南砺平高等学校における全国募集の検討状況（令和5年度）

- R5.7 南砺平高等学校での全国募集について、南砺市から県教委へ要望書提出
- R5.8 南砺市平地区で全国募集に係る講演会開催(県教委、南砺市共催)
講師：岩本 悠 氏 ((一財)地域・教育魅力化プラットフォーム代表理事、
島根県教育魅力化特命官)
- R5.11 第3回県立高校教育振興検討会議で全国募集について議論
- R5.11～R6.2 南砺市が南砺平高等学校全国生徒募集準備会（地域住民、学校関係者等で構成）を設置し、県外生徒の受入体制等について協議
<計3回>
- R6.1～R6.2 南砺市が平・上平地域を対象に下宿先募集
- R6.2 準備会での協議を踏まえ、南砺市から県教委に「南砺平高等学校全国生徒募集受入計画書」提出
- R6.3 県教委で「南砺平高等学校における全国募集の検討状況について」報告
- R6.4 県立高校教育振興検討会議で「県立高校教育振興の基本的な方針について（提言）」を取りまとめ

2 「南砺平高等学校全国生徒募集受入計画書」の概要

- (1) 身元引受人の確保 南砺市長が身元引受人
- (2) 生徒寮が休寮日（前後含む。）の生徒支援
 - ① 下宿先の確保 平・上平地域で3軒確保（6名まで受入可能）
※ 今後も、下宿先の募集は継続
 - ② 生徒の世話人の確保 下宿先を中心に地域団体にサポート
※体調不良等で学校から連絡があった場合に対応
 - ③ 食事の手配 下宿先が1日3食提供

3 <参考> 南砺平高等学校の状況

○ 入試情報

年度	H31(R元)	R2	R3	R4	R5	R6
募集定員	31名	32名	30名	30名	30名	30名
合格者数	24名	28名	28名	27名	23名	16名
欠員	7名	4名	2名	3名	7名	14名

○ 生徒寮

[令和6年4月] 定員52名のところ入寮者29名（男子12名、女子17名）

臨時代理について（報告）

下記のとおり臨時代理したので、教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和34年富山県教育委員会規則第6号）第4条第2項の規定に基づき報告します。

令和6年4月22日 提 出

富山県教育委員会

教育長 廣 島 伸 一

記

富山県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
規則一部改正の件

富山県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則案要綱

教育企画課

項 目	説 明
1 改正の趣旨、必要性等	令和6年2月議会に上程された富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号。以下「条例」という。）の一部を改正する条例において新設する規則委任事項に関する規定を追加するもの
2 規則案の内容	<p>第1 改正の内容</p> <p>1 申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合に係る規定の追加（新第3条の2関係）</p> <p>※ 電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として、対面により本人確認をするべき事情があると県の機関等が認める場合等を規定</p> <p>2 申請等に係る添付書面等の省略に係る規定の追加及び規定整備（第3条第5項及び新第3条の3関係）</p> <p>※ 本人確認等のための各種書面（住民票の写し等）について、個人番号カードの行政機関への提示等により代替が可能である場合に添付を省略できる旨等を規定</p> <p>第2 施行期日 令和6年4月1日</p>
3 他の条例等との関連	条例については、令和6年2月議会で改正済み
4 審議、調整、予算化等の状況	特になし

富山県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和6年3月25日

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

富山県教育委員会規則第1号

富山県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

富山県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年富山県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項を削り、同条の次に次の2条を加える。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第3条の2 情報通信技術利用条例第3条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると県の機関等が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると県の機関等が認める場合

（申請等に係る添付書面等の省略）

第3条の3 情報通信技術利用条例第3条の2に規定する規則で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条に規定するもののほか、県の機関等が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（教・教育企画課）

富山県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則案新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条、第2条 略</p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、県の機関等の定めるところにより、県の機関等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、同項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行うものとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>県の機関等は、第1項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに他の条例等(条例を除く。)の規定により併せて提出すべきこととされている書面等について、県の機関等の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第1条、第2条 略</p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 同左</p> <p>2～4 略</p> <p><u>(削る。)</u></p> <p><u>(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)</u></p> <p><u>第3条の2 情報通信技術利用条例第3条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p><u>(1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると県の機関等が認める場合</u></p>	<p></p> <p>新第3条の3の新設に伴い、内容が重複する項を削る規定整備</p> <p>申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難</p>

<p>(新設)</p> <p>第4条～第9条 略</p>	<p><u>(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると県の機関等が認める場合</u></p> <p><u>(申請等に係る添付書面等の省略)</u></p> <p><u>第3条の3 情報通信技術利用条例第3条の2に規定する規則で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成15年政令第27号)第5条に規定するもののほか、県の機関等が別に定めるものとする。</u></p> <p>第4条～第9条 略</p>	<p>又は著しく不適当と認められる部分がある場合に係る規定の追加</p> <p>申請等に係る添付書面等の省略に係る規定の追加</p>
------------------------------	--	--

【参考】 条例改正（要綱）

富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例案要綱

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	<p>条例等に基づく「申請等」及び「処分通知等」に係る経由事務のオンライン手続を可能とする規定、「申請等」に係る対面代替措置及び住民票の写し等の添付省略に係る規定を追加する改正を行うもの</p> <p>また、本条例の対象から議会の内部手続に係る条例及び規則を除外し、議会の規程が本条例の対象となることを明文化するもの</p>
2 条例案の内容	<p>第1 改正の内容</p> <p>1 「<u>条例等</u>」の定義に係る規定整備（第2条第1号関係）</p> <p>(1) 本条例の規定を適用することとなる「<u>条例等</u>」の定義から、議会の内部手続に係る条例及び規則を除く。</p> <p>(2) 富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年議会告示第2号）等対外的な効力を有する手続等を定めた議会の規程が、本条例の適用となることを明文化する。</p> <p>2 「<u>申請等</u>」及び「<u>処分通知等</u>」に係る経由事務のオンライン手続を可能とする規定の追加（第2条第6号及び第7号関係）</p> <p>現行の条例第3条第1項及び第4条第1項は、申請をする者（処分通知等を受ける者）が県の機関等に直接行う手続を想定したものであり、申請をする者（処分通知等を受ける者）と県の機関等との間に経由機関が入ることが考慮されていない。</p> <p>今回、経由事務を本条例の対象に含めるため、条例第2条第6号及び第7号に経由事務に本条例の規定を適用する規定を追加する。</p> <p>3 「<u>申請等</u>」に係る対面代替措置の追加（新第3条第5項関係）</p> <p>条例等に基づく申請等のうち、「電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分」以外の部分に本条例の規定を適用する規定を追加し、申請等において部分的に電子処理組織を用いる方法が可能であることを明文化する。</p> <p>4 <u>住民票の写し等の添付省略に係る規定の追加</u>（新第3条の2関係）</p> <p>条例等に基づく申請等において、本人確認等のための各種書面（住民票の写し等）について、個人番号カードの行政機関への提示等により代替が可能である場合に添付を省略できる旨の規定を追加する。</p> <p>5 <u>その他規定整備</u>（第3条関係）</p> <p>第2 施行期日 令和6年4月1日</p>

臨時代理について（報告）

下記のとおり臨時代理したので、教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和34年富山県教育委員会規則第6号）第4条第2項の規定に基づき報告します。

令和6年4月22日 提 出

富山県教育委員会

教育長 廣 島 伸 一

記

富山県教育委員会文書管理規程一部改正の件

富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令案要綱

教育企画課

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	収受登録の方法の追加及び組織改編に伴い、所要の規定整備を行うもの
2 訓令案の内容	<p>第1 改正の内容</p> <p>1 請求書の収受登録について、教育長が別に定める方法（会計事務の自動化事業（※）を想定）により財務会計システムに登録した場合は、文書管理システムによる収受登録が行われたものとみなす規定を追加（第12条関係）</p> <p style="margin-left: 40px;">（※ 会計事務の自動化事業 庁内で実施される事業であり、複合機で読み込んだPDFの請求書から「請求金額」、「口座番号」を読み取り、読み取った「請求金額」は起案に転記、「口座番号」は起案時に債主の候補を表示するもの</p> <p>2 県立学校課及び小中学校課の文書記号を削り、教育みらい室の文書記号を追加するもの（別表第2関係）</p> <p>3 その他規定整備（様式第1号関係）</p> <p>第2 施行期日 令和6年4月1日</p>
3 他の訓令等との関連	富山県立学校文書管理規程（平成4年富山県教育委員会訓令第6号） 別途改正
4 審議、調整、予算化等の状況	特になし

富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

令和6年3月29日

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

富山県教育委員会訓令第2号

本 庁

出先機関

教育機関

富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県教育委員会文書管理規程（昭和62年富山県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項本文中「あつては受領した文書」の次に「（以下この条において単に「受領文書等」という。）」を加え、同項ただし書を削り、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の收受登録において、文書管理システムの利用が困難な場合は、受領文書等の余白に收受印（本庁にあつては様式第2号、出先機関等にあつては様式第2号に準ずる様式。次項及び第4項において同じ。）を押し、第27条第2項及び第3項に規定する番号（次項において「番号」という。）を記入しなければならない。この場合において、文書管理システムの利用が困難でなくなつたときは、当該受領文書等について文書管理システムにより收受登録を行うものとする。

3 前2項の場合において、室課及び出先機関等の文書責任者は、受領文書等で施行を要しないものについては、番号の設定又は記入を省略することができる。

第12条第4項中「配付され、又は受領した文書であつて」を「受領文書等のうち」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、室課及び出先機関等の文書責任者は、受領文書等で次に掲げるものについては、当該文書の余白に收受印を押し方法により收受することができる。

(1) 照会等に対する回答等に係る文書

(2) 本庁に到達した次に掲げる文書

ア 請求書、工事完成届、願書その他これらに類する文書

イ 室課又は出先機関等の長から到達した文書（許可、認可等の処分に係る文書その他重要な文書を除く。）

(3) 出先機関等に到達した請求書、工事完成届、願書その他これらに類する文書

(4) 刊行物等の送付文書その他軽易な文書

5 第1項の規定にかかわらず、受領文書等のうち請求書について、教育長が別に定める方法により財務会計システム（電子計算機を利用して収入、支出、決算その他県予算の管理に関する事務の処理を行うシステムをいう。）に登録した場合は、第1項の規定による收受登録が行われたものとみなす。

別表第2本庁の公文書の記号の表中

を

教育企画課	教企
-------	----

を

教育企画課	教企
教育みらい室	教み

に改め、県立学校課の項及び小中学校課の項を削る。

様式第1号中「班又は係名」を「係名」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(教・教育企画課)

富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令案新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条～第11条 略</p> <p>(収受)</p> <p>第12条 室課及び出先機関等の文書責任者は、室課にあつては教育企画課長から配付を受けた文書及び直接受領した文書、出先機関等にあつては受領した文書_____について、親展文書を除き、文書管理システムにより収受登録を行わなければならない。ただし、文書管理システムの利用が困難な場合は、当該文書の余白に収受印(本庁にあつては様式第2号、出先機関等にあつては様式第2号に準ずる様式)を押し、第27条第2項及び第3項に規定する番号を記入しなければならない。</p> <p>2 前項ただし書に規定する方法により収受した文書は、文書管理システムの利用が困難でなくなったときは、文書管理システムにより収受登録を行うものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、室課及び出先機関等の文書責任者は、配付され、又は受領した文書で次の表の左欄に掲げるものについては、それぞれ同表右欄に掲げる手続を省略して収受</p>	<p>第1条～第11条 略</p> <p>(収受)</p> <p>第12条 室課及び出先機関等の文書責任者は、室課にあつては教育企画課長から配付を受けた文書及び直接受領した文書、出先機関等にあつては受領した文書(以下この条において単に「受領文書等」という。)について、親展文書を除き、文書管理システムにより収受登録を行わなければならない。_____</p> <p>2 前項の収受登録において、文書管理システムの利用が困難な場合は、受領文書等の余白に収受印(本庁にあつては様式第2号、出先機関等にあつては様式第2号に準ずる様式。次項及び第4項において同じ。)を押し、第27条第2項及び第3項に規定する番号(次項において「番号」という。)を記入しなければならない。この場合において、文書管理システムの利用が困難でなくなったときは、当該受領文書等について文書管理システムにより収受登録を行うものとする。</p> <p>3 前2項の場合において、室課及び出先機関等の文書責任者は、受領文書等で施行を要しないものについては、番号の設定又は記入を省略することができる。</p>	<p>規定整備</p> <p>ただし書を第2項に統合するもの</p> <p>同上</p> <p>現行第3項から規定を独立させるもの</p>

することができる。

照会等に対する回答等に係る文書	文書管理システムによる 收受登録及び番号の記入
本庁に到達した次に掲げる文書 (1) 請求書、工事完成届、願書 その他これらに類する文書 (2) 室課又は出先機関等の長から到達した文書（許可、認可等の処分に係る文書その他重要な文書を除く。）	文書管理システムによる 收受登録及び番号の記入
出先機関等に到達した請求書、工事完成届、願書その他これらに類する文書	文書管理システムによる 收受登録及び番号の記入
施行を要しない文書	番号の記入
刊行物等の送付文書その他軽易な文書	文書管理システムによる 收受登録及び番号の記入

(新設)

4 第1項の規定にかかわらず、室課及び出先機関等の文書責任者は、受領文書等で次に掲げるものについては、当該文書の余白に收受印を押す方法により收受することができる。

(1) 照会等に対する回答等に係る文書

(2) 本庁に到達した次に掲げる文書

ア 請求書、工事完成届、願書その他これらに類する文書

イ 室課又は出先機関等の長から到達した文書（許可、認可等の処分に係る文書その他重要な文書を除く。）

(3) 出先機関等に到達した請求書、工事完成届、願書その他これらに類する文書

2

現行第3項から規定を独立させるもの

(新設)

4 室課及び出先機関等の文書責任者は、配付され、又は受領した文書であつて重要かつ異例の文書で緊急の処理を要するものについては、教育長等の閲覧に供し、及び指示を受けなければならない。

第13条～第26条 略

(記号及び番号)

第27条 略

2 指令には、委員会名（知事の権限に属する事務の補助執行に係るものにあつては、県名）を冠し、次項の例により記号及び番号を付さなければならない。

3 施行する一般文書には、次の各号に定めるところにより記号

(4) 刊行物等の送付文書その他軽易な文書

5 第1項の規定にかかわらず、受領文書等のうち請求書について、教育長が別に定める方法により財務会計システム（電子計算機を利用して収入、支出、決算その他県予算の管理に関する事務の処理を行うシステムをいう。）に登録した場合は、第1項の規定による收受登録が行われたものとみなす。

6 室課及び出先機関等の文書責任者は、受領文書等のうち重要かつ異例の文書で緊急の処理を要するものについては、教育長等の閲覧に供し、及び指示を受けなければならない。

第13条～第26条 略

(記号及び番号)

第27条 略

2 同左

3 同左

請求書の收受登録について、会計事務の自動化事業により財務会計システムに登録した場合は、文書管理システムによる收受登録が行われたものとみなす規定を追加
項ずれ等の規定整備

及び番号を付さなければならない。

(1) 別表第2に定める記号（秘密文書にあつては、当該記号の次に極秘文書にあつては「極秘」、秘文書にあつては「秘」の文字を加える。）及び番号を付する。ただし、次に掲げる文書については、この限りでない。

ア 辞令、賞状、契約書その他これらに類する文書

イ 室課、出先機関等又は学校の長に発する文書（事務処理の基準に関する文書その他重要な文書を除く。）

ウ 軽易な文書その他教育企画課長が記号及び番号を付する必要がないと認める文書

(2)、(3) 略

第28条～第73条 略

別表第1 略

別表第2（第27条関係）

本庁の公文書の記号

課名	記号
教育企画課	教企
<u>(新設)</u>	
生涯学習・文化財室	生学
教職員課	教
県立学校課	県
小中学校課	小

(1) 同左

ア 同左

イ 同左

ウ 同左

(2)、(3) 略

第28条～第73条 略

別表第1 略

別表第2（第27条関係）

本庁の公文書の記号

課名	記号
教育企画課	教企
教育みらい室	教み
生涯学習・文化財室	生学
教職員課	教
<u>(削る。)</u>	
<u>(削る。)</u>	

県立学校課及び小中学校課の文書記号を削り、教育みらい室の文書記号を追加

保 健 体 育 課	保 体
-----------	-----

出先機関又は教育機関の公文書の記号
略

別表第3 略

様式第1号 (第5条の2関係)

秘密文書管理簿

(所属：)

指定 区分	件名	班又は 係名	担当者 職氏名	指定年月日 (延長指定年月日)	指定 期間	摘要	文書責任者の 確認
				年 月 日 (年 月 日)			年 月 日 確認
				年 月 日 (年 月 日)			年 月 日 確認
				年 月 日 (年 月 日)			年 月 日 確認
				年 月 日 (年 月 日)			年 月 日 確認
				年 月 日 (年 月 日)			年 月 日 確認
				年 月 日 (年 月 日)			年 月 日 確認

備考 略

(日本産業規格A4)

様式第2号～様式第19号 略

保 健 体 育 課	保 体
-----------	-----

出先機関又は教育機関の公文書の記号
略

別表第3 略

様式第1号 (第5条の2関係)

秘密文書管理簿

(所属：)

指定 区分	件名	係名	担当者 職氏名	指定年月日 (延長指定年月日)	指定 期間	摘要	文書責任者の 確認
				年 月 日 (年 月 日)			年 月 日 確認
				年 月 日 (年 月 日)			年 月 日 確認
				年 月 日 (年 月 日)			年 月 日 確認
				年 月 日 (年 月 日)			年 月 日 確認
				年 月 日 (年 月 日)			年 月 日 確認
				年 月 日 (年 月 日)			年 月 日 確認

備考 略

(日本産業規格A4)

様式第2号～様式第19号 略

するもの

班の廃止に伴う
規定整備

臨時代理について（報告）

下記のとおり臨時代理したので、教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和34年富山県教育委員会規則第6号）第4条第2項の規定に基づき報告します。

令和6年4月22日 提 出

富山県教育委員会

教育長 廣 島 伸 一

記

富山県立学校文書管理規程一部改正の件

富山県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令案要綱

教育企画課

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	収受登録の方法の追加に伴い、所要の規定整備を行うもの
2 訓令案の内容	<p>1 改正の内容</p> <p>請求書の収受登録について、教育長が別に定める方法（会計事務の自動化事業（※）を想定）により財務会計システムに登録した場合は、文書管理システムによる収受登録が行われたものとみなす規定を追加（第10条関係）</p> <p>（※ 会計事務の自動化事業 庁内で実施される事業であり、複合機で読み込んだPDFの請求書から「請求金額」、「口座番号」を読み取り、読み取った「請求金額」は起案に転記、「口座番号」は起案時に債主の候補を表示するもの</p> <p>2 施行期日 令和6年4月1日</p>
3 他の訓令等との関連	富山県教育委員会文書管理規程（昭和62年富山県教育委員会訓令第1号） 別途改正
4 審議、調整、予算化等の状況	特になし

富山県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

令和6年3月29日

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

富山県教育委員会訓令第3号

県立学校

富山県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県立学校文書管理規程（平成4年富山県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項ただし書を削り、同条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 前項の收受登録において、文書管理システムの利用が困難な場合は、受領した文書の余白に收受印（様式第2号）を押し、第24条に規定する番号（次項において「番号」という。）を記入しなければならない。この場合において、文書管理システムの利用が困難でなくなったときは、当該受領した文書について文書管理システムにより收受登録を行うものとする。
- 3 前2項の場合において、文書責任者は、受領した文書で施行を要しないものについては、番号の設定又は記入を省略することができる。

第10条に次の2項を加える。

- 4 第1項の規定にかかわらず、文書責任者は、受領した文書で次に掲げるものについては、当該文書の余白に收受印を押し方法により收受することができる。
 - (1) 請求書、工事完成届、願書その他これらに類する文書
 - (2) 刊行物等の送付文書その他軽易な文書
- 5 第1項の規定にかかわらず、受領した文書のうち請求書について、教育長が別に定める方法により財務会計システム（電子計算機を利用して収入、支出、決算その他県予算の管理に関する事務の処理を行うシステムをいう。）に登録した場合は、第1項の規定による收受登録が行われたものとみなす。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

（教・教育企画課）

富山県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令案新旧対照表

現行	改正案	備考				
<p>第1条～第9条 略</p> <p>(収受)</p> <p>第10条 文書責任者は、受領した文書について、親展文書を除き、文書管理システムにより収受登録を行わなければならない。ただし、文書管理システムの利用が困難な場合は、当該文書の余白に収受印（様式第2号）を押し、第24条に規定する番号を記入しなければならない。</p> <p>2 前項ただし書に規定する方法により収受した文書は、文書管理システムの利用が困難でなくなったときは、文書管理システムにより収受登録を行うものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、文書責任者は、受領した文書で次の表の左欄に掲げるものについては、それぞれ同表右欄に掲げる手続を省略して収受することができる。</p> <table border="1" data-bbox="286 1094 1003 1310"> <tr> <td data-bbox="286 1094 645 1267">請求書、工事完成届、願書 その他これらに類する文書 及び刊行物等の送付文書 その他軽易な文書</td> <td data-bbox="645 1094 1003 1267">文書管理システムによる収受登録及び番号の記入</td> </tr> <tr> <td data-bbox="286 1267 645 1310">施行を要しない文書</td> <td data-bbox="645 1267 1003 1310">番号の記入</td> </tr> </table>	請求書、工事完成届、願書 その他これらに類する文書 及び刊行物等の送付文書 その他軽易な文書	文書管理システムによる収受登録及び番号の記入	施行を要しない文書	番号の記入	<p>第1条～第9条 略</p> <p>(収受)</p> <p>第10条 文書責任者は、受領した文書について、親展文書を除き、文書管理システムにより収受登録を行わなければならない。_____ _____</p> <p>2 前項の収受登録において、文書管理システムの利用が困難な場合は、受領した文書の余白に収受印（様式第2号）を押し、第24条に規定する番号（次項において「番号」という。）を記入しなければならない。この場合において、文書管理システムの利用が困難でなくなったときは、当該受領した文書について文書管理システムにより収受登録を行うものとする。</p> <p>3 前2項の場合において、文書責任者は、受領した文書で施行を要しないものについては、番号の設定又は記入を省略することができる。</p>	<p>ただし書を第2項に統合するもの</p> <p>同上</p> <p>現行第3項から規定を独立させるもの</p>
請求書、工事完成届、願書 その他これらに類する文書 及び刊行物等の送付文書 その他軽易な文書	文書管理システムによる収受登録及び番号の記入					
施行を要しない文書	番号の記入					

(新設)

(新設)

第11条～第23条 略

(記号及び番号)

第24条 指令には、委員会名（知事の権限に属する事務の補助執行に係るものにあつては、県名）を冠し、次項の例により記号及び番号を付さなければならない。

2 施行する一般文書には、次の各号に定めるところにより記号及び番号を付さなければならない。

(1) 別表第2に定める記号（秘密文書にあつては、当該記号の次に極秘文書にあつては「極秘」、秘文書にあつては「秘」の文字を加える。）及び番号を付する。ただし、次に掲げる文書については、この限りでない。

ア 辞令、賞状、契約書その他これらに類する文書

イ 軽易な文書その他文書責任者が記号及び番号を付する必

4 第1項の規定にかかわらず、文書責任者は、受領した文書で次に掲げるものについては、当該文書の余白に収受印を押す方法により収受することができる。

(1) 請求書、工事完成届、願書その他これらに類する文書

(2) 刊行物等の送付文書その他軽易な文書

5 第1項の規定にかかわらず、受領した文書のうち請求書について、教育長が別に定める方法により財務会計システム（電子計算機を利用して収入、支出、決算その他県予算の管理に関する事務の処理を行うシステムをいう。）に登録した場合は、第1項の規定による収受登録が行われたものとみなす。

第11条～第23条 略

(記号及び番号)

第24条 同左

2 同左

(1) 同左

ア 同左

イ 同左

現行第3項から規定を独立させるもの

請求書の収受登録について、会計事務の自動化事業により財務会計システムに登録した場合は、文書管理システムによる収受登録が行われたものとみなす規定を追加

要がないと認める文書

- (2) 文書の番号は、会計年度によるものとし、收受及び発送を通じて一連の番号を用いるものとする。ただし、必要があるときは、当該番号に枝番号を付して用いることができる。
- (3) 同一の事案に係る文書については、当該事案が完結するまで同一の番号を用いるものとする。この場合において、前年度以前の会計年度に係る番号を付することになる文書には、当該会計年度に相当する数字の次に、第1号の記号及び番号を付するものとする。

第25条～第60条 略

別表第1、別表第2 略

様式第1号～様式第10号 略

(2) 同左

(3) 同左

第25条～第60条 略

別表第1、別表第2 略

様式第1号～様式第10号 略

令和6年4月22日
小中学校課

公立幼稚園の廃止について（砺波市）

1 学校名、位置及び廃止年月日

学校名	位置	廃止年月日
砺波市立般若幼稚園	富山県砺波市安川1616番地	令和6年3月31日

2 廃止の理由

子どもの発達を十分に保障するための環境を整えるという観点から、私立幼保連携型認定こども園と統合し、新たな保育施設を設置するため。

3 園児の処置

意向希望調査により、希望者全員を令和6年4月1日から、他の幼保連携型認定こども園へ移行している。

第6回県立高校教育振興検討会議の開催結果について

1 検討会議の開催

- ・令和6年3月25日（月）午後1時から午後2時まで、富山県民会館にて開催
- ・委員13名出席

2 主な意見等

(1) 県立高校教育振興の基本的な方針について(提言)(案)

- ・「目指す姿」でビジョンを明確にしておき、子ども中心の視点に特化したよいビジョンが形成された。子どもの数がかなり減っているため、再編統合は致し方ない。再編統合する学校については「よりよい高校を新しくつくる」という夢を盛り込んだものにしてほしい。そのためには、教職員や教育関係者、地域の関係者等への丁寧な説明が必要。
- ・今後、高校再編や学科改編を行う場合、運営する先生方や生徒、保護者といった部分が重要になる。Society5.0の社会を生きる子どもたちに、再編によってどのような教育を行うかが大事だと思っている。
- ・学校統合を進めながら、より充実した教育環境を提供し、子どもたちの深い学びに繋げていくためには、教育課程の見直しが必要。高校では、学科やコースの改編が含まれると思う。今後、実行計画を作る段階では、これまで議論してきた基本方針をベースに、具体的に何が必要で、どう整えていくのかを念頭に置きながら進めていけば、子どもたちにとって充実した学びの環境が実現できるのではないかと期待している。
- ・小学校から中学校、高校へと進んでいくと、活動範囲が広がり、社会との関わりが増えてくる。高校において活動範囲が広がることに鑑みると、学校や学科などの再編について前向きに検討していくべきだと思う。また、長期的な視点に立つと、今後はオンラインなどをさらに活用し、学びの支援をすることが必要になる。
- ・新しい高校づくりをするためには、教職員の力が大きい。新しい学びや多様な学び、未来を拓く学びのためには、教職員がたくさんの研修を行う必要があるかもしれない。新たなことが積み上がり負担が感じられるかもしれないが、未来に生きる子どもたちのために何が一番大切なのかということを考えながら頑張っていたきたい。
- ・提言に、教える側の負担をどう考えていくかということが含まれていてもよいのではないかと。新しいことを行うには、教える側のリソースも考えていかなければならない。
- ・学科・コースの特色化や様々なタイプの学校・学科の設置については、予算が必要であり、その確保については、知事部局の各部署が県立高校のあり方を理解することが必要。今後とも、県教育委員会や知事部局の各部署などがさらに連携を深めていくことを期待している。必要に応じて、学校現場の意見も聞いて、少しでも検討材料となればよいと考えている。

- ・少子化が止まらないということで、学校規模に関する問題が一番大きかったように思う。豊かな高校生活を送るための数字を追うことは大切なことだと思う。また、学科・コースに関しては、学級数とともに考えるのがよいと思っている。
- ・教育は大きな変革期を迎えていると実感している。その中で、富山県の教育の質を向上させるためには、これまで議論を重ねてきたとおり、一定基準の学校規模は必要だと感じている。今後、この方向性で進めて、子どもたちがある程度の人数の中で、多様な考え方に触れ合う機会をもてるように、また、教員も一定の人数で子どもたちに学びを提供していけるようになればよいと考えている。
- ・学校規模については、中規模校にも小規模校にもそれぞれのよさがある。提言には、「様々な学校規模」という表現が組み込まれたのがよかったと思っている。また、私立高校では、外国にルーツを持つ生徒を受け入れ、その割合は増え続けている。私立高校への支援や、県立高校の入学枠を考えるべき。教育委員会と行政でしっかりと議論し、先延ばしにせず、対応してほしい。
- ・生徒を手厚く支援するためには、少人数学級を実現していくことも重要ではないかと思う。県独自で少人数学級を進め、その基盤となる予算配分を行うことについて検討していただくことも必要ではないか。
- ・「生徒が一定の通学時間内の高校から多様な選択ができるよう」とある。これは、県内の地域公共交通事業者とも関係し、教育委員会だけでは検討できないことも多数出てくる。総合教育会議では、県庁の各部局や民間などと連携しながら推進していただきたい。
- ・出生数の減少が著しい中、県立高校の再編統合は避けられないと思う。学区制が廃止され、子どもたちが行きたい学校を選べることは大変喜ばしいことだと思う。しかし、家庭の事情などで近くの学校を選ばざるを得ない子どもたちもいるはず。地域バランス等を配慮した再編になることを願っている。
- ・目指す方向やあり方など全体のビジョンや、学科・コースの見直し等について、これまでの会議で議論は尽くされたと感じる。この後は総合教育会議で、より大きな視点から議論をいただきたい。大切なのは、子どもファーストということだと思う。また、それを前提に研鑽の機会の提供や負担の軽減を含め、教員への配慮の必要性を感じた。

3 提言のとりまとめ

- ・第6回の県立高校教育振興検討会議でいただいたご意見を踏まえて「県立高校教育振興の基本的な方針について(提言)」がとりまとめられ、4月18日(木)品川会長より教育長に手交された。
- ・また、同日、提言を、関係機関に送付するとともにホームページに公開した。
- ・今後、この提言を踏まえ、総合教育会議において1. 県立高校の目指す姿、2. 県立高校の学科・コースの見直しに関する事、3. 様々なタイプの学校・学科等に関する事、4. 県立高校再編の検討についてご検討いただく予定としている。

富山県立高校魅力PR動画の公開について

令和6年4月22日
教育みらい室
県立高校改革推進課

本県の県立高校では、分野横断的な学びを深める STEAM 教育や、地域課題解決に向けた実践的な地域連携活動に取り組んでいます。

こうした取組みについて県内高校の横展開を図るため、また、高校進学を控えた中学生や保護者の皆様、県民の皆様方にご紹介するため、このたび、STEAM 教育をはじめ各高校で行っている特色ある活動をまとめた動画を制作し、県公式 YouTube で公開したので、ご報告いたします。

記

1 STEAM 教育って何？～君の「なぜ？」「もしかしたら！」を探究しよう～

(STEAM 教育説明動画)

(1) 内容

STEAM 教育とは、「Science(科学)」、「Technology(技術)」、「Engineering(工学)」、「Liberal Arts (リベラルアーツ)」、「Mathematics(数学)」の各教科での学習を実社会での課題解決に活かしていくための教科等横断的な教育のことを言います。この STEAM 教育について、実際に取り組んでいる高校生の姿を捉えながら、その概要を分かりやすく説明する動画を制作しました。

(2) 公開情報



※二次元コードを読み取ると、外部サイト（県公式 YouTube）へリンクし動画が再生されます。

2 探究するって楽しい！～新しい世界と出会う瞬間(とき)～

(各高校での取組紹介動画)

(1) 内容

下記の STEAM 教育に取り組む高校 4 校、地域連携活動に取り組む高校 9 校の動画を制作しました。各校のショートバージョン（約 2 分）、フルバージョン（約 9 分）の計 26 本を公開しています。

【令和 5 年度 STEAM 教育推進校】 4 校

富山高校、富山中部高校、高岡高校、砺波高校

【令和 5 年度地域連携実践重点校】 9 校

入善高校、魚津工業高校、中央農業高校、富山商業高校、小杉高校、新湊高校、氷見高校、南砺福野高校、南砺平高校

(2) 公開情報



※二次元コードを読み取ると、外部サイト（県公式 YouTube）へリンクし動画が再生されます。

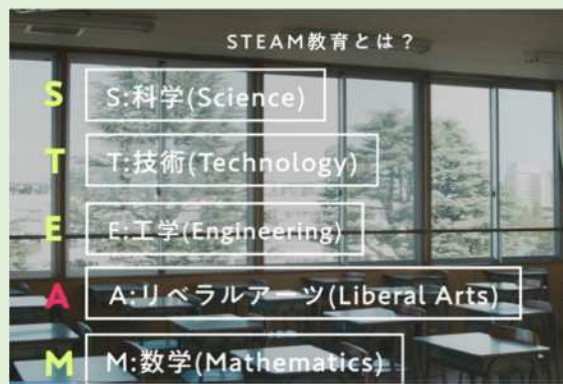
3 その他

別添チラシに上記 13 校の動画の二次元コードを記載しましたので、ご参照ください。

探究するって楽しい！ 富山県立高校魅力PR動画を制作しました！

教科等横断的な知識の扱い方を学ぶSTEAM教育や、地域課題の解決に向けた探究活動など、富山県立高校で実践している魅力的な取組内容を収録した動画を制作いたしました。是非ご覧ください。

●STEAM教育って何？～君の「なぜ？」「もしかしたら！」を探究しよう～



STEAM教育について、分かりやすく説明した動画です。まずは、こちらをご覧ください！



二次元コードを読み取ると、動画が再生されます。

●探究するって楽しい！～新しい世界と出会う瞬間（とき）～

【令和5年度STEAM教育推進校】

#01 富山高校



#02 富山中部高校



#03 高岡高校



#04 砺波高校



地域連携実践重点校は
裏面へ

【令和5年度地域連携実践重点校】

※二次元コードを読み取ると、動画が再生されます。



#05 入善高校



#06 魚津工業高校



#07 中央農業高校



#08 富山商業高校



#09 小杉高校



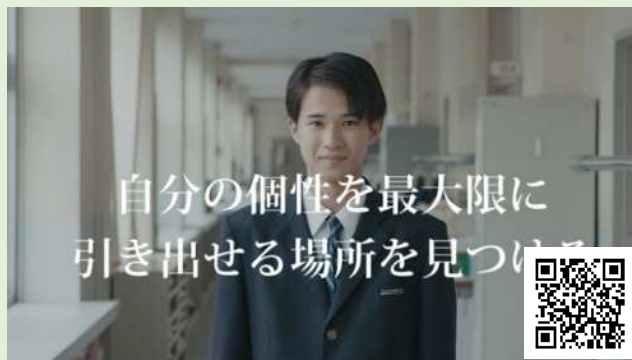
#10 新湊高校



#11 氷見高校



#12 南砺福野高校



#13 南砺平高校



令和6年度 新規採用教員 配置状況

令和6年4月22日

教職員課

	教諭		養護教諭		栄養教諭		合計		備考
小学校	R6	112 (27)	4 (1)	3 (1)	119 (29)	社会人経験A2 教職経験10 大学推薦17			
	R5	157 (39)	4 (2)	1 (0)	162 (41)	社会人経験A1 教職経験19 大学推薦21			
中学校	R6	47 (18)	0 (0)	0 (0)	47 (18)	社会人経験A1 教職経験5 スポーツ実績3 大学推薦9			
	R5	68 (12)	0 (0)	1 (0)	69 (12)	社会人経験A2 教職経験5 特定資格1 スポーツ実績1 大学推薦3			
義務教育学校	R6	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)				
	R5	3 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)				
高等学校	R6	32 (10)	0 (0)	0 (0)	32 (10)	社会人経験A1 教職経験1 特定資格1 国際貢献1 大学推薦6			
	R5	41 (18)	0 (0)	0 (0)	41 (18)	社会人経験A6 教職経験1 特定資格3 スポーツ実績3 大学推薦5			
特別支援学校	R6	30 (12)	2 (1)	0 (0)	32 (13)	社会人経験A1 教職経験3 国際貢献3 大学推薦6			
	R5	54 (10)	2 (0)	0 (0)	56 (10)	教職経験1 国際貢献1 スポーツ実績1 障害者7			
合計	R6	222 (67)	6 (2)	3 (1)	231 (70)	社会人経験A5 教職経験19 特定資格4 国際貢献1 スポーツ実績3 大学推薦38			
	R5	323 (79)	6 (2)	2 (0)	331 (81)	社会人経験A9 教職経験26 特定資格4 国際貢献1 スポーツ実績5 大学推薦36			

() は特別選考による採用者数(内数)

参 考

今後の教育委員会等の日程について

- 令和6年5月23日(木) 13:00 予定
教育委員会 (県民会館 302号室)